

一般社団法人 家の光協会 定款

(昭和 19 年 4 月 22 日制定)

(昭和 23 年 6 月 30 日改正)

(昭和 23 年 10 月 13 日改正)

(昭和 25 年 5 月 30 日改正)

(昭和 29 年 5 月 28 日改正)

(昭和 56 年 8 月 4 日改正)

(平成 4 年 10 月 23 日改正)

(平成 14 年 8 月 30 日改正)

(平成 15 年 7 月 8 日改正)

(平成 20 年 6 月 13 日改正)

(平成 25 年 3 月 1 日改正)

第 1 章 総 則

(名 称)

第 1 条 この協会は、一般社団法人家の光協会と称する。

(事務所)

第 2 条 この協会は、主たる事務所を東京都新宿区に置く。

2 この協会は、理事会の決議により、従たる事務所を必要な地に置くことができる。

(目 的)

第 3 条 この協会は、協同組合精神にのっとり、農山漁民の経済的社会的地位の向上を図り、国際知識の普及及び農山漁村民主化の実現を期して国民文化の向上に寄与することを目的とする。

(事 業)

第 4 条 この協会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 農山漁村の文化の育成及び啓蒙
- (2) 農山漁村の文化に関する講習及び講話会の開催並びに読書運動の普及
- (3) 農山漁村の文化に関する調査
- (4) 出版物の刊行
- (5) 前条の目的に適合した事業を行う団体の利用に供する施設の設置及び運営
- (6) その他この協会の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、日本全国において行うものとする。

第 2 章 会 員

(会 員)

第 5 条 この協会の会員となる資格を有する者は、農山漁村の協同組合、同中央会及び同連合会並びに農林漁業及び文化に関係のある団体とする。

2 前項の会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下この定款において「一般法人法」という。）上の社員とする。

(入 会)

第 6 条 この協会の会員となろうとする者は、入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

2 前項の規定により入会申込書を提出しようとする者は、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 定款又はこれに代わるべき規程
- (2) 代表者の氏名及び事務所の所在地を記載した書面
- (3) その他この協会が必要と認めた書面

(脱 退)

第 7 条 会員は、次の事由によりこの協会を脱退する。

- (1) 会員からの脱退の申出
- (2) 会員たる資格の喪失
- (3) 会員の解散
- (4) 総会員の同意
- (5) 除名

2 前項第 1 号の申出は、任意にいつでも行うことができる。この場合には、脱退届を会長に提出して行わなければならない。

(除 名)

第 8 条 この協会は、会員が次の各号の一に該当するときは、総会の決議を経て、その会員を除名することができる。この場合には、この協会は、その総会の会日の 10 日前までに、その会員に対して、その旨を書面をもって通知し、かつ、総会で弁明する機会を与えなければならない。

- (1) この協会の事業を妨げ、又はこの協会の名誉をき損する行為をしたとき。
- (2) 定款又は総会の決議に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

2 会長は、除名の決議があったときは、その旨をその会員に通知するものとする。

(会 費)

第 9 条 会員は、別に定めるところにより、毎年会費を納入しなければならない。

2 既納の会費は、会員が脱退した場合においても、これを返還しない。

(届 出)

第 10 条 会員は、その名称、代表者の氏名又は事務所の所在地に変更があったときは、遅滞なくこの協会にその旨を届け出なければならない。

第 3 章 役 員 等

(役員を設置)

第 11 条 この協会に次の役員を置く。

(1) 理事 20 名以上 25 名以内

(2) 監事 3 名以上 5 名以内

2 理事のうち 1 名を会長、1 名を専務理事、4 名以内を常務理事とする。

3 理事のうち 1 名を副会長とすることができる。

4 第 2 項の会長及び専務理事をもって一般法人法上の代表理事とし、同項の常務理事をもって同法第 9 1 条第 1 項第 2 号の業務執行理事とする。

(役員を選任等)

第 12 条 この協会の役員は、総会において定める役員選任規程により、会員が総会の決議によって選任する。

2 会長、副会長（前条第 3 項により選定する場合に限る。）、専務理事及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 監事は、この協会の理事又は使用人を兼ねることができない。

4 理事のうち、理事のいずれか 1 名とその配偶者又は三親等内の親族その他法令で定める特別の関係にある者の合計数は、理事総数の 3 分の 1 を超えてはならない。監事についても、同様とする。

(理事の職務及び権限)

第 13 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、会務を総理し、この協会を代表する。

3 副会長を選定した場合には、副会長は、会長を補佐する。

4 専務理事は、会長を補佐して会務を掌理し、会長に事故があるときは、その職務を代理し、会長が欠けたときは、その職務を行う。

5 常務理事は、この協会の業務を分担執行する。

6 代表理事及び業務執行理事は、3 か月に 1 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第 14 条 監事は、理事の職務の執行を監視し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも理事及び職員に対して事業の報告を求め、この協会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

3 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。
(役員任期)

第 15 条 役員任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会の終結の時までとする。

2 補欠として選任された役員任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

3 役員は、第 11 条に定める定数に足りなくなるときは、任期満了又は辞任により退任した後も、新に選任された者が就任するまで、なお役員としての権利義務を有する。

(役員解任)

第 16 条 役員は、総会の決議を経て解任することができる。

(役員報酬等)

第 17 条 この協会は、役員に報酬等を支給することができる。

(顧問及び参与)

第 18 条 この協会に顧問若干名及び所要の参与を置くことができる。

2 顧問は、この協会運営上の重要事項について、会長の諮問に応じる。

3 顧問は、理事会の決議を経て、会長が委嘱する。

4 参与は、この協会の運営に関する会長の要請に応じ、専門的な助言を行う。

5 参与は、会長が委嘱する。

6 前各項に定めるもののほか、顧問及び参与に関する事項は、総会の決議を経て、会長が別に定める。

(職員)

第 19 条 この協会の事務を処理するため、所要の職員を置く。

2 職員の任免は、会長がこれを行う。

第 4 章 総 会

(総会の構成と種類)

第 20 条 総会は、すべての会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって一般社団法人上の社員総会とする。

3 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

4 通常総会は、毎年 1 回 5 月又は 6 月に開催する。

5 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

(1) 理事会において開催の決議がなされたとき。

(2) 議決権の 5 分の 1 以上を有する会員から、会議の目的である事項及び招集の理由を記載した書面により、招集の請求が会長にあったとき。

(総会の招集)

第 21 条 総会は、理事会の決議に基づき、会長が招集する。

2 会長は、前条第5項第2号の規定による請求があったときは、その日から6週間以内の日を総会の日とする臨時総会の招集の通知を発しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、開催日の2週間前までに通知を発しなければならない。

(総会の権限)

第 22 条 この定款において別に定める事項のほか、次に掲げる事項は、総会の決議を経なければならない。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散及び残余財産の処分
- (3) 会費の額及び納入方法に関する事項
- (4) 会員の除名
- (5) 役員を選任及び解任
- (6) 役員報酬等の額
- (7) 毎事業年度の事業計画書及び収支予算書の設定又は変更
- (8) 事業報告、正味財産増減計算書及び貸借対照表の承認
- (9) 規約の制定又は改廃
- (10) その他総会で決議するものとして法令で定められた事項

(総会の議長)

第 23 条 総会の議長は、その総会において、出席会員の中から選出する。

(総会の決議)

第 24 条 総会は、総会員数の過半数に当たる会員が出席しなければ議事を開き、決議することができない。

2 会員は、総会において、各1個の議決権を有する。

3 総会においては、第21条第3項の規定により、あらかじめ通知された事項についてのみ決議することができる。

4 総会の議事は、次項に規定する場合を除き、出席者の議決権の過半数で決する。

5 次に掲げる事項は、総会において総会員の議決権の3分の2以上に当たる決議を必要とする。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散及び残余財産の処分
- (3) 会員の除名
- (4) 役員解任
- (5) その他法令で定められた事項

(書面又は代理人による決議)

第 25 条 会員は、あらかじめ通知のあった事項につき、書面又は他の会員を代理人として議決権を行使することができる。

2 前項の書面は、総会の会日の前日までにこの協会に到達しないときは無効とする。

3 第 1 項の代理人は、代理権を証する書面をこの協会に提出しなければならない。

4 第 1 項の規定により議決権を行使する者は出席者とみなす。

5 理事又は会員が、総会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、会員の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(総会の議事録)

第 26 条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長又は出席会員のうちからその総会において選出された議事録署名人 1 名以上及び出席した代表理事が前項の議事録に記名押印する。

第 5 章 理 事 会

(理事会の構成及び招集等)

第 27 条 この協会に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

3 理事会は、必要に応じ会長が招集する。

4 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、専務理事が理事会を招集する。

5 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、開催日の 1 週間前までに、各理事及び各監事に対して通知を発しなければならない。

6 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(理事会の権限)

第 28 条 この定款において別に定める事項のほか、次の事項は、理事会の決議を経なければならない。

(1) この法人の業務執行の決定

(2) 理事の職務執行の監督

(3) 会長、副会長 (第 11 条第 3 項により選定する場合に限る。)、専務理事及び常務理事の選定及び解職

(4) 諸規程の設定及び改廃

(理事会の決議)

第 29 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般法人法第 96 条の要件を満たしたときは、理事会の決

議があったものとみなす。

(理事会の議事録)

第 30 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第 6 章 資産及び会計

(事業年度)

第 31 条 この協会の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(資産の管理)

第 32 条 この協会の資産は、会長が管理し、その方法は理事会において定める。

2 会計に関する規程は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

(事業計画及び収支予算)

第 33 条 この協会の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の決議を経て、総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

(事業報告及び決算等)

第 34 条 この協会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の各号に掲げる資料を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経なければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 正味財産増減計算書

(5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書

2 前項の規定により承認された第1号、第3号及び第4号の資料については、通常総会に提出し、承認を得なければならない。

(剰余金の処分制限)

第 35 条 この協会は、剰余金の分配をすることはできない。

第 7 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 36 条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散及び残余財産の処分)

第 37 条 この協会は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

- 2 この協会が、清算する場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第 8 章 公告の方法

(公告の方法)

- 第 38 条 一般法人法第331条によるこの協会の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第 9 章 雑 則

(規 約)

- 第 39 条 この定款で定めるもののほか、この協会の運営に必要な事項は、規約に定める。

(委 任)

- 第 40 条 この協会の事務の運営上必要な事項は、この定款において別に定めるもののほか、理事会の決議を経て会長が定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下この定款附則において「整備法」という。）第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 この法人の最初の代表理事は、会長園田俊宏及び専務理事柳楽節雄とする。
- 3 この法人の最初の業務執行理事は、常務理事下川正志及び常務理事禰亘谷恭治とする。
- 4 整備法第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、一般法人の設立の登記を行ったときは、第31条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始の日とする。